

朱熹律呂新書序注解

児玉憲明

本稿は朱熹の「律呂新書序」の詳解である。蔡元定撰『律呂新書』本文の注解は「蔡元定律呂本原詳解」(『人文科学研究』第百二十五輯、二〇〇九年)、「蔡元定律呂證辨詳解(一)」(同第百三十輯、二〇一二年)、「蔡元定律呂證辨詳解(二)」(同第百三十二輯、二〇一三年)が既刊である。「序」の底本も本文と同じく『性理大全書』所収本にもとづき諸本を参照して定め、関連資料を電子版で別途提供している。本稿における校勘の参考本の簡称も電子版と同じである。

* <http://hyena.human.niigata-u.ac.jp/files/textdb/lxs/lxs-idx.html> (『律呂新書』テキストデータベース〈中国思想史研究室〉)。

〔原文〕

古樂之亡久矣、然秦漢之間去周末遠、其器與聲猶有存者、故其道雖不行於當世、而其爲法猶未有異論也。逮于東漢之末以接西晉之初、則已浸多說矣、歷魏周齊隋唐五季、論者愈多而法愈不定。爰及我朝功成治定、理宜有作、建隆皇祐元豐之間、蓋亦三致意焉。而和胡阮李范馬劉楊諸賢之議、終不能以相一也。而況於崇宣之季、姦諛之會、黷渥之餘、而能有以語夫天地之和哉。丁未南狩、今六十年、神人之憤猶有未攄、是固不皇於稽古禮文之事。然學士大夫因仍簡陋、遂無復以鐘律爲意者、則已甚矣。

〔校勘〕

- (a) 「未有異論也」「文集」は「未容有異論也」に作る。
 (b) 「逮于」「四庫樂類本」は「逮於」に作る。
 (c) 「已漫」「文集」は「已漫」に作る。
 (d) 「不皇」「文集」「萬曆本」「四庫樂類本」は「不遑」に作る。

〔訳〕

古楽が減びて久しい。しかしながら秦漢の頃は、周を去ることさほど遠からず、古楽の器物と楽曲とは、まだいくらか残っていた。それゆえその当時、古楽の伝統が実践されていなかっただけとはいえず、楽の理論には異論がなかった。東漢の末から西晋の初期の頃には、論説が多く現れるようになった。魏、周、齊、隋、五代を経ると、論者はさらに増え、理論はますます定まらない状況となった。

ここに本朝が国を開き統治が安定し、正しい道理が確立すると、建隆⁽¹⁾、皇祐⁽²⁾、元豊⁽³⁾の時期に、三たびの熟議があった。しかるに和峴⁽⁴⁾、胡瑗⁽⁵⁾、阮逸⁽⁶⁾、李照⁽⁷⁾、范鎮⁽⁸⁾、司馬光⁽⁹⁾、劉几⁽¹⁰⁾、楊傑⁽¹¹⁾ら諸賢の議論は最後まで一致をみなかった。ましてや崇寧から宣和の末に現れた姦佞の輩や入れ墨者の端くれ⁽¹²⁾などが天地の調和を論ずることができようか。丁未の歳に南方に移って今まで六十年になるが、神と人の憤怒はなお収まらず、古代の礼制度を考察する余裕はなかった。しかし学者や官僚は今もなお粗雑で見識が狭く、鐘律を探求する者が絶えて現れず、まったくひどい状態だ。

〔注〕

(1) 「建隆」は北宋の最初の年号(九六〇—九六三)。建国の年、建隆元年(九六〇)二月、竇儼の奏上によって樂制の改革がお

こなわれた。引き続きいて建徳四年（九六六）、かねて楽器の音が高すぎると考えていた太祖の求めによって和峴が尺度を改めた。和峴は、宋初に王朴が定めた尺度は古制に比べて短いとして新尺を定め、これによって楽音が整ったという。（『宋史』樂志、律曆志、『宋會要輯稿』樂、『續資治通鑑長編』など。樂議にかかわる以下の注も同じ。）

(2) 「皇祐」は仁宗の時の年号（一〇四九—一〇五四）。皇祐二年（一〇五〇）六月、王堯臣らによって樂律の議論が興った。これに先立つ景祐二年（一〇三五）に、李照が樂律の修訂作業をおこなっていた。すなわち、当時の樂は五代の王朴の音律を踏襲しており、それは古制に合わないとして音律を四律下げたのである。しかしその後も議論は安定せず、翌年には「王朴の律は高すぎ、李照の音は低すぎる」（『宋史』樂志二に引く阮逸の言）との否定的意見が出され、同五年（一〇三八）には「李照の樂は旧樂より三律低い。郊廟の樂には、かつて和峴が定めた樂律を用いるべきだ」（『宋史』樂志二に引く宋綬らの言）といった批判が続出した。こうした議論を承けて皇祐二年（一〇五〇）閏十一月に仁宗の詔によって本格的な樂議が始まったのである。

(3) 「元豊」は神宗の年号（一〇七八—一〇八五）。元豊三年（一〇八〇）、范鎮と劉几が樂律を調査した。作業に参加した楊傑が現行の樂の欠点を七箇条あげ、その冒頭に「人声」を樂の基準とすべきことを述べている。これは「尺律」を先に定めることを主張する范鎮とは相容れない見解であり、議論は紛糾した。（『宋史』樂志三などに経緯が記録されている。）

(4) 和峴は、建徳四年に太祖の求めによって尺度を改めた人物。注1参照。

(5) 胡瑗、字は翼之。泰州海陵（現在の江蘇省）の人で、四十歳すぎまで呉の地で「経術」を教授していた。范仲淹の推薦により、景祐の樂制改革に関与し、さらに皇祐の樂議にも加わった。『宋史』卷四百三十二（儒林二）に伝がある。

(6) 阮逸は、胡瑗らとともに景祐二年（一〇三五）に召されて樂制改革に関与し、康定元年（一〇四〇）に『鍾律制議』を提出した。

(7) 李照は、景祐二年（一〇三五）に樂律の修訂に携わった人物。五代の王朴の律を用いた宋初以来の音律は高すぎると主張した。阮逸、胡瑗とは対立する立場にあった。注2参照。

(8) 范鎮（一〇〇八—一〇八八）、字は景仁、成都華陽の人。諸事において王安石と厳しく対立した。元豊から元祐年間にかけて

樂議に関与した。『宋史』卷三百三十七に伝がある。房庶の「律を以て尺を生ず」の説を採り、司馬光と論争を続け、『宋史』は「往復論難凡數萬言」と評している。注3参照。

(9) 司馬光(一〇一九—一〇八六)、字は實、陝州夏縣の人。范鎮と親交厚かったが、樂律に関しては意見が対立した。『宋史』卷三百三十六に伝がある。

(10) 劉几、字は伯壽。龍圖閣直學士劉燁の子。神宗の時、秘書監となり退職したが、元豐元年(一〇八〇)の樂議に参加した。『宋史』卷二百六十二に伝がある。

(11) 楊傑、字は次公。元祐中(一〇八六—一〇九四)に七十歳で卒した。元豐年間の議論に参加し、范鎮と対立した(注3参照)。伝は『宋史』卷四百四十三(文苑五)にある。哲宗が即位すると、楊傑とは対立する范鎮の樂説が再評価されたため、楊傑はその非を論じてこれを退けた(『宋史』樂志三)。

(12) 崇寧(一一〇三—一一〇六)、宣和(一一一九—一二二五)とも徽宗の年号。

(13) 蔡京(一〇四七—一一二六)を指す。熙寧三年(一〇七〇)進士登第し、徽宗即位後に旧法党を弾圧して実権を掌握した。徽宗の意を汲んで文化事業に浪費し、樂制の分野では「大晟樂」を定めた。『宋史』卷四百七十二(姦臣二)に伝がある。

(14) 魏漢津を指す。黥卒(入れ墨を施された罪人)であったとされる。唐の仙人李良(李八百)に師事して「鼎樂の法」を受けたと自称する方術の徒である。初め皇祐期の樂議に参加した。徽宗の時にも存命しており、徽宗の指の形状を基準に尺度を定めるという奇怪な説を提出し、蔡京がこれを支持して「大晟樂」の柱となった。『宋史』卷四百六十二(方技下)に伝がある。

(15) 「丁未南狩」は、一一二七年(丁未)に趙構(徽宗の第九子)が江南に逃れて即位したこと婉曲表現。

〔原文〕

吾友建陽蔡君元定季通、當此之時、乃獨心好其說而力求之。旁搜遠取、巨細不捐、積之累年、乃若冥契。著書兩卷

凡若干言、予嘗得而讀之、愛其明白而淵深、縝密而通暢、不爲牽合傳會之談、而橫斜曲直、如珠之不出於盤。其言雖多出於近世之所未講、而實無一字不本於古人已試之成法。蓋若黃鐘圍徑之數、則漢斛之積分可攷。寸以九分爲法、則淮南太史小司馬之說可推。五聲二變之數、變律半聲之例、則杜氏之通典具焉。變宮變徵之不得爲調、則孔氏之禮疏因亦可見。至於先求聲氣之元而因律以生尺、則尤所謂卓然者、而亦班班雜見於兩漢之制、蔡邕之說、與夫國朝會要、以及程子張子之言。顧讀者不深考、其間雖或有得於此、而又不能無失於彼。是以晦蝕紛拏、無復定論。大抵不拘攣於習熟見聞之近、即肆其臆、妄爲穿穴而無所據依。

〔校勘〕

(e) 「可攷」「文集」「四庫樂類本」は「可考」に作る。

(f) 「因亦」「四庫樂類本」は「固亦」に作る。

(g) 「兩漢之制」「文集」は「兩漢之志」に作る。

(h) 「得於此」「文集」は「得於此者」に作る。

〔訳〕

我が友人の建陽の蔡元定（字は季通）はこのような時期にあつて、ただひとり心からこの学問を好み考究につとめた。遠近を問わず広く調査し、微細なものも巨大なものも漏らすことがなく、何年も継続しており、まるで暗黙の約束のようである。二巻・若干言の書を完成した。予はこれを手して読んでみたが、明白にして深淵、緻密にして明快であり、牽強付会の議論を避けながらも縦横無尽で、まるで自在に転がりつづける珠が盤からこぼれ落ちないような論述に惹かれた。その論説は、ほとんどが近世いまだ論じられたことのないものだが、しかし一字として古人が既に論じた定論に基づかぬものはない。黄鐘律管の周囲・直径の数値は漢代の「斛」の体積によつて証明

できる。⁽¹⁶⁾一寸を九分とすることは『淮南子』、司馬遷、司馬貞の説から導かれる。「五声・二変」の数値と「変律・半声」の例は杜佑の『通典』に見える。⁽¹⁸⁾「变宮・变徵」が調を構成できないことは孔穎達の『禮記正義』によつて知られる。⁽¹⁹⁾「声氣の元」を先に求めて律管に基づいて尺度を定める理論は、もつとも優れている点であるが、これも『漢書』『後漢書』所載の制度や蔡邕の説、さらに本朝の『會要』や程氏、張子の論説に散見する。ただ、読者は深く考えずに、これらのうちで、ある点について理解したとしても、別の点については錯誤がないことを避けられない。そのため議論は暗闇での乱闘となり、定説を得ることがなかった。たいていの論者は自分が習熟していることや実際に見聞したことに固執せず、臆説を逞しくしてむやみに詮索するばかりで根拠がないのである。

〔注〕

(16) 『隋書』(律曆志上)に「斛銘曰」として見え、この銘文について「律呂證辨」第二章「律長短圍徑之數」と第十章「度量權衡」で論じられている。

(17) 『淮南子』(天文訓)に「以三參物、三三如九、故黃鐘之律九寸、而宮音調」とあり、「律呂證辨」第三章「黃鐘之實」でこれ的分析されている。『史記』(律書)に十二律の長さが提示されており、それに関する司馬貞の「索隱」に「黃鐘の長さ九寸と云うのは一寸を九分とした場合の九寸である(云黃鐘長九寸者、九分之寸也)」と、三分損益は九進法によることが説かれている。「律書」と「索隱」については「律呂證辨」第二章「律長短圍徑之數」で論じられている。

(18) 『通典』卷百四十三(樂三三)の「五聲十二律相生法」の項に〈宮声〉を起点とする五声音階の算法が見え、「律呂證辨」第五章「五聲小大之次」でこれが論じられている。同じ『通典』(樂三三)の「五聲十二律旋相爲宮」の項の原注に〈变宮〉〈变徵〉に関する記述があり、「律呂證辨」第六章「五聲小大之次」でこれが論じられている。〈变律〉と〈半聲〉については『通典』卷百四十三(樂三三)の「五聲十二律相生法」の項に見え、「律呂證辨」第五章「和聲」でこれが論じられている。

(19) 『禮記』(禮運)の「疏」を指す。五声それぞれが「調」を形成し、「变宮」と「变徵」は「調」を形成しないことが示されて

いる。「律呂證辨」第八章「六十調」は、鄭玄の「注」と孔穎達の「疏」を引き、変声が調の主音とはならないことの論拠としている。

- (20) 「声氣の元（聲氣之元）」は、『後漢書（續漢書）』「律曆志上」に見える語であるが、蔡元定の音律論の根幹をなす概念である。「分や寸の数値は（声氣の元）にそなわつており、目で見ることとはできない」（「律呂本原」第一章）、「黄鐘だけが（声氣の元）」（「律呂本原」第八章）、「かならず（声氣の元）を根拠にし、柷黍の大きさに依つてはならない」（「律呂證辨」第一章（按語））、「胡安定の」定めた律は（声氣の元）にもとづいていない」（「律呂證辨」第二章（按語））とある。

- (21) 『漢書』（律曆志上）に見える、伶倫が竹を裁断して音律を定めた説話を指す。『漢書』に「声氣の元」の語は見えないが、蔡元定はこれを、古人が音響を根拠に律を定めたことの証拠だとしている（「律呂證辨」第一章）。

- (22) 『後漢書（續漢書）』「律曆志上」に、冬至に測定した音響によって黄鐘律を定め、これを「声氣の元」と称している。これに關する考察が「律呂證辨」第一章にある。

- (23) 蔡邕の説は、『後漢書（續漢書）』「律曆志上」の劉昭の注に引く「月令章句」を指す。「昔の鐘律を定めた人は、耳によって音を整えた。後世はそれができなくなり、計算を利用して正確な長さを求めた。計算による長さが正しいので音も正しい（古之爲鐘律者、以耳齊其聲、後不能、則假數以正其度、度數正則音亦正矣）」とあり、度数より音響が先立つのが古制とされている。

- (24) 「律呂證辨」第一章に「國朝會要曰」として引く説がこれに対応する。

- (25) 「律呂證辨」第一章に「河南程氏曰」（二条）、「横渠張氏曰」として引く説がこれに対応する。

〔原文〕

季通乃能奮其獨見、超然遠覽、爬梳剔抉、參互攷尋、用其半生之力、以至於一旦豁然而融會貫通焉。斯亦可謂勤矣。及其著論、則又能推原本根、比次條理、撮取機要、闡究精微、不爲浮詞濫説以汨亂於其間、亦庶幾乎得書之體者。

予謂國家行且平定中原以開中天之運、必將審音協律、以諧神人。當是之時、受詔典領之臣、能得此書而奏之、則東京郊廟之樂、將不待公孫述之瞽師而後備、而參摹四分之書亦無待乎後世之子雲而後知好之矣。抑季通之爲此書、詞約理明、初非難讀、而讀之者往往未及終篇、輒已欠伸思睡。固無由了其歸趣。獨以予之頑頓不敏、乃能熟復數過、而僅得其指意之彷彿。季通於是亦許予爲能知己志者。故屬予以序引、而予不得辭焉。季通更欲均調節族、被之管弦、別爲樂書以究其業、而又以其餘力、發揮武侯六十四陳之圖、緒正邵氏皇極經世之歷、以大備乎一家之言。其用意亦健矣。予雖老病、黨及見之、則亦豈非千古之一快也哉。

淳熙丁未正月朔旦、新安朱熹序。

〔校勘〕

- (i) 「攷尋」 「文集」 「四庫樂類本」 は「考尋」に作る。
 (j) 「半生」 「文集」 は「平生」に作る。
 (k) 「撮取機要」 「文集」 は「管括機要」に作る。
 (l) 「當是之時」 「文集」 は「當此之時」に作る。
 (m) 「頑頓」 「文集」 「萬曆本」 「四庫樂類本」 は「頑鈍」に作る。
 (n) 「其指意」 「文集」 は「其」無し。
 (o) 「彷彿」 「文集」 「萬曆本」 「四庫樂類本」 は「彷彿」に作る。
 (p) 「於是」 「文集」 は「以是」に作る。
 (q) 「節族」 「文集」 は「節奏」に作る。
 (r) 「管弦」 「文集」 は「筦絃」に作る。
 (s) 「六十四陳」 「文集」 は「六十四陣」に作る。

(t) 「黨」「文集」「萬曆本」「四庫樂類本」は「儻」に作る。

〔訳〕

季通は彼自身の見識を發揮し、ずば抜けて遠くまで目を利かせ、深く削り、えぐり、あらゆる方面から考察し追究し、半生の力を費やした結果、ついに突然にからりと開け、筋道が通つたのである。勤勉なことに評するべきであろう。理論を著述するにあたっては、根本を探求し、論理の筋道を立て、要点を取り出し、微細な点まで明らかにし尽くしており、根拠のない記述や無駄な言葉によつて議論を混乱させることがない。書のあるべき姿に近い。

私が思うに、国家がゆくゆくは中原を平定して天の盛んな運氣を回復したあかつきには、かならずや音響を正し、律を整えて人と神霊を協和させることにならう。その時、詔勅を承つて職務にあたる臣がこの書を得て奏上することができるなら、東京の郊廟の楽は、公孫述の瞽師の出現を待たずに完備し、⁽²⁶⁾ 参摹四分の書は、後世の揚雄の出現を待たずに愛好する者が現れるであらう。季通がこの書を著述した基本姿勢は、言葉は簡潔で論理が明晰で、初めは読みにくいわけではない。しかし読む者は往々にして最終篇に至る前にあくびをして眠くなる。まったく本書の核心を理解できていない。私は頭が固くて愚鈍であるが、やつと何度も熟読することができ、この書の要点らしきことを少しだけ理解した。そこで季通は、私を自分の理解者として認めてくれ、私に序文を書くよう促し、私は断れなかつたのである。⁽²⁸⁾

季通は今後、楽律を整え、それを楽器に応用し、音楽理論書を別途著述して⁽²⁹⁾ 研究を完成し、さらには余力を使つて「武侯六十四陣圖」を⁽³⁰⁾ 解明し、邵氏の「皇極經世」の曆法を調べて⁽³¹⁾ 修訂し、自身の学問体系を完成しようと企図している。その意気はまことに軒昂である。私は年老いて病身ではあるが、もしそれらを見るのがかなうなら、これこそ千古の一大痛快事ではないか。

淳熙丁未正月朔旦、新安の朱熹、序す。

〔注〕

(26) 公孫述、王莽の時、自立して「蜀王」と号し、さらに東漢の建武元年に「天子」を称した。建武十二年、公孫述は光武帝の軍に討たれて没した。翌年、公孫述が抱えていた瞽師（盲目の楽師）や楽器、器物が送付され、朝廷の器物がようやくやく完備したという（『後漢書』巻一下）。

(27) 前漢の揚雄（前五三―後一八）の『太玄』（『太玄經』）を指す。「陰」「陽」の（二爻）を六重して（二の六乗）、「六十四卦」を得る『易』に倣い、『太玄』は（三）を原理とする体系を構築した。『易』の（陰爻）と（陽爻）に相当する基本の「画」を得る『太玄』は（一）（二）（三）と称す。「参（三）幕」とはこれであろう。「幕」を四重して（三の四乗）八十一の（首）を得る。これが『易』の「六十四卦」に相当する。『易』で「初爻」「二爻」「三爻」……と呼ぶ四重の「幕」の位置を『太玄』は（方）（州）（部）（家）と称す。「四分」とはこれであろう。

(28) 末尾の紀年は「淳熙丁未」すなわち西暦一一八七年である。その後、朱子は『律呂新書』の刊行を企図し、それにあわせて蔡元定から「序」の修訂を求められたようである。十年後の慶元丁巳（一一九七）と推定される朱子の書簡に「ご所望の序文ですが、帰ったばかりでまだ捜すひまがないのです。以前のものはすぐに見つけて写してお送りいたします（所需律序、乍歸未檢尋、舊本旦夕得之、即寫本寄去）」とあり、続けて「私は（依拠する所あるも踏襲の意にあらず）と評することはできませんが、それ以外、独自の見解はございません（鄙意但能說得有所據依而非踏襲之意、它不能有所發明也）」と言う（『晦庵先生朱文公續集』巻三）。また慶元戊午（一一九八）と推定される書簡には「年来、精力おとろえ、筆記もままなりません（年来精力衰退、文字重くしております。この草稿は三年も五年も前のものですが、今もう一度書きなおすこともできません（年来精力衰退、文字重滞、無氣韻。此又是三五年前者、今日亦做不得矣）」とある（『晦庵先生朱文公續集』巻三）。『律呂新書』の刊行を優先する朱子が、「序」の大幅な修訂には時間を割くことができず、そのため旧稿の紀年をそのまま用いたようである。なお、『律呂新書』の成立の経緯については児玉憲明「律呂新書研究序説」（『人文科学研究』第八十輯、一九九一年）が参考になる。

- (29) 蔡元定は『律呂新書』とは別に音楽理論書を著述したようである。朱子が蔡元定に宛てた書簡に「『樂書』は完成したでしょうか（樂書已就否）」、「樂論書をいただきましたが、まだ完全には理解できません（樂說已領、尚未有深解處）」とある（『晦庵先生朱文公續集』〈卷二〉）。また『宋史』の本伝（卷一百九十三）に載せる蔡元定の著書に「燕樂」の名が見える。また『宋史』樂志十七には「蔡元定は『燕樂』なる書を著述し、俗説の誤りを指摘し古義を回復した（蔡元定嘗爲燕樂一書、證俗失以存古義）」とあり、その概略が採録されている。
- (30) 『宋史』本伝に「八陣圖說」の書名が見える。また朱子の書簡に「陣図もよく理解できません。ご教示においでください（陣圖亦未曉、來論）」（『晦庵先生朱文公續集』卷二）とある。
- (31) 『宋史』本伝に「皇極經世太玄潛虛指要」とある。邵雍の『皇極經世』、揚雄の『太玄』、司馬光の『潛虛』の三書に対する注解であろう。

(二〇一四、二、五)